#### 九州地方年金記録訂正審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略) 平成27年4月16日現在

石立 修	元福岡県社会保険労務士会副会長
市川 武雄	税理士
岩城 和代	弁護士
上村 常憲	九州北部税理士会相談役
大久保 眞照	元福岡市交通局総務部長
大城 覚	元那覇市市民部年金課長
尾畠 正明	福岡県社会保険労務士会副会長
片野 明子	行政相談委員
草場 明子	九州北部税理士会西福岡支部副支部長
小島 幸江	行政相談委員
古波鮫 勝美	行政相談委員
佐藤 至	弁護士
新庄 多嘉吉	元北九州市保健福祉局理事
末松 宏	福岡県社会保険労務士会副会長
竹下 勇夫	元沖縄弁護士会会長
田中常實	元福岡県社会保険労務士会副会長
田村 襄	九州北部税理士会顧問
当山 恵子	沖縄税理士会公益活動対策部副部長
富川泰幸	沖縄県社会保険労務士会副会長
廣底 清美	社会保険労務士
藤井 克已	元福岡県弁護士会会長、元日本弁護士連合会副会長
渕上 茂	行政相談委員
古屋 勇一	弁護士
村井 正昭	元福岡県弁護士会副会長
米村 國男	九州北部税理士会相談役

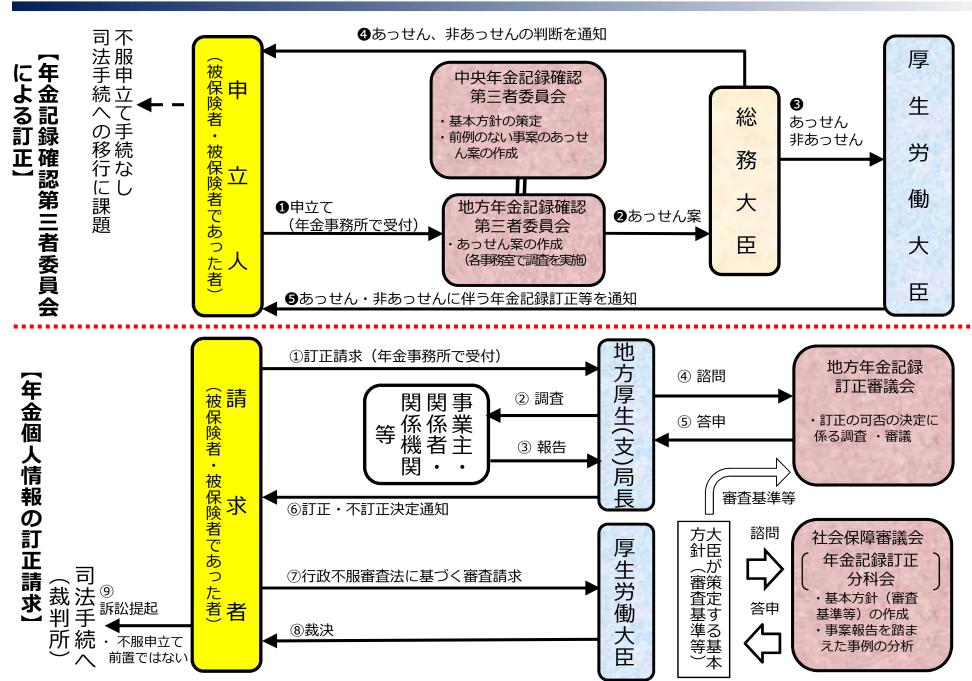
資料 2

第1回総会(平成27年4月16日)

九州地方年金記録訂正審議会

# 九州地方年金記録訂正審議会について

#### 年金記録確認第三者委員会による手続と年金個人情報の訂正請求の手続との比較



### 九州地方年金記録訂正審議会

厚生年金保険法第28条の2および国民年金法第14条の2の規定により、被保険者等は 記録の訂正を請求することができることとされています。

この記録の訂正の可否について決定する場合には、厚生労働大臣より権限の委任を受けた九州厚生局長は、あらかじめ九州地方年金記録訂正審議会へ諮問しなければならないこととなっています。

地方年金記録訂正審議会については、厚生労働省組織令第153条の2に規定され、地方年金記録訂正審議会規則が、平成27年4月10日厚生労働省令第83号で制定されています。

厚生労働省組織令(平成12年政令第252号) - 抄 -

第153条の2 地方厚生局に、地方年金記録訂正審議会を置く。

#### 地方年金記録訂正審議会規則の概要

- ○組織…委員30人以内。特別の事項を調査審議するため臨時委員を置くことができる。(第2条関係) ⇒九州地方年金記録訂正審議会は委員25名で起ち上げ。
- ○委員および臨時委員(以下「委員等」)の任命は、地方厚生局長。(第3条関係)
- ○委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を任命。(第4条関係)
  - ⇒平成27年4月に起ち上げのため、今回の任期は、委員の半数が2年、半数が1年としている。
- ○委員等は非常勤であり、職務上知ることのできた秘密は漏らしてはならない。 (第4条関係)
- ○審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。(第5条関係)
- ○会長は、会務を総理し、審議会を代表する。(第5条関係)
- ○会長は、会長代行、部会に属すべき委員等および部会長を指名する。(第5条、第6条関係)
- ○部会長は、部会長代理を指名する。 (第6条関係)
- ○審議会または部会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 (第7条関係)
- ○審議会または部会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは会長または部会 長の決するところによる。(第7条関係)
- ○委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。 (第7条関係)
- ○審議会または部会は、必要があると認めるときは、地方厚生局に対し、資料の提出、意見の表明、説明 その他必要な協力を求め、請求者、事業主その他関係者の意見を聴くことができる。(第8条関係)
- ○議事の手続その他審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。(第10条関係)⇒九州地方年金記録訂正審議会運営規則(案)

#### 地方年金記録訂正審議会規則

#### ○厚生労働省令第83号

厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第153条の2第3項の規定に基づき、地方年金記録訂正審議会規則を次のように定める。

平成27年4月10日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

#### 地方年金記録訂正審議会規則

(所掌事務)

第1条 地方年金記録訂正審議会(以下「審議会」という。)は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 第100条の9第3項の規定により読み替えられた同法第28条の4第3項及び国民年金法(昭和34年法律第 141号)第109条の9第3項の規定により読み替えられた同法第14条の4第3項の規定によりその権限に属 させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、学識経験のある者のうちから、地方厚生局長が任命する。

(委員の任期等)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、1年ごとに、その半数を任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、第2条第2項の規定による特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 委員等は、非常勤とする。
- 5 委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

- 第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(部会)

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その 職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の ときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会の議事について準用する。
- 4 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

- 第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は国民年金法第14条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は厚生年金保険法第28条の2第1項(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により訂正の請求をした者、事業主その他の関係者の意見を聴くことができる。
- 2 前項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、地方厚生局年金審査課において処理する。

(雑則)

第10条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行に伴い新たに任命される委員のうち、地方厚生局長が任命の際に指名する者の任期は、第 4条第1項の規定にかかわらず、1年とする。

#### 【参考】記録の訂正請求に係る国民年金法及び厚生年金保険法の規定

国民年金法(昭和34年法律第141号)-抄-

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)-抄-

(国民年金原簿)

第14条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

(記録)

第28条 実施機関は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)、基礎年金番号(国民年金法第14条 に規定する基礎年金番号をいう。)その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。

(訂正の請求)

第14条の2 被保険者又は被保険者であつた者は、 国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年 金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種 別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令 で定める事項の内容をいう。以下この項において 同じ。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己 に係る特定国民年金原簿記録が記録されていない と思料するときは、厚生労働省令で定めるところ により、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂 正の請求をすることができる。 (訂正の請求)

第28条の2 第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者は、前条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(第一号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

国民年金法		厚生年	金保険法
2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		又はあつた者が死亡した 上欄に掲げる者についっ いて、同項中「自己」。	号厚生年金被保険者であり、 た場合において、次の表の て準用する。この場合にお とあるのは、同表の上欄に 、同表の下欄に掲げる字句 る。
第19条の規定により 未支給の年金の支給 を請求することがで きる者	死亡した年金給付の 受給権者	第37条の規定により 未支給の保険給付の 支給を請求すること ができる者	死亡した保険給付の 受給権者
遺族基礎年金を受け ることができる配偶 者又は子	死亡した被保険者又 は被保険者であつた 者	遺族厚生年金を受け ることができる遺族	死亡した第一号厚生 年金被保険者であり、 又はあつた者
寡婦年金を受けるこ とができる妻	死亡した夫		
死亡一時金を受ける ことができる遺族	死亡した被保険者又 は被保険者であつた 者		
•		条の14第4項の規定に たものとみなされた期間 者期間に係るものに限る	78条の6第3項又は第78 より被保険者期間であつ 間(第一号厚生年金被保険 る。)を有する者(第一号 り、又はあつた者を除く。

国民年金法	厚生年金保険法	
(訂正に関する方針) 第14条の3 厚生労働大臣は、前条第1項(同条 第2項において準用する場合を含む。)の規定に よる請求(次条において「訂正請求」という。) に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めな ければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更 しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議 会に諮問しなければならない。	(訂正に関する方針) 第28条の3 厚生労働大臣は、前条第1項(同条 第2項及び第3項において準用する場合を含む。) の規定による請求(次条において「訂正請求」とい う。)に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針 を定めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更 しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会 に諮問しなければならない。	
(訂正請求に対する措置) 第14条の4 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。 3 厚生労働大臣は、前2項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。	(訂正請求に対する措置) 第28条の4 厚生労働大臣は、訂正請求に理由が あると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年 金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければなら ない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする 場合を除き、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の 訂正をしない旨を決定しなければならない。 3 厚生労働大臣は、前2項の規定による決定をし ようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会 に諮問しなければならない。	

#### 国民年金法

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第109条の9 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第109条の5第1項及び第2項並びに第10章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 3 第1項の規定により第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第3項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

#### 厚生年金保険法

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第100条の9 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第100条の5第1項及び第2項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 3 第1項の規定により第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第3項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

資料3

第1回総会(平成27年4月16日)

九州地方年金記録訂正審議会

## 議題1 会長の選任について

○地方年金記録訂正審議会規則(平成27年4月10日厚生労働省令第83号) - 抄 -

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 (略)

資料4

第1回総会(平成27年4月16日)

九州地方年金記録訂正審議会

# 議題2 運営規則(案)について

#### 九州地方年金記録訂正審議会運営規則(案)の概要

#### 【会議の招集】

- ○審議会は会長が、部会は部会長が、それぞれ招集し、審議を運営する。(第2条、第3条、第15条関係)
- ○会長または部会長は、審議会または部会を招集するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、書面を もって委員および臨時委員(以下「委員等」という。)に通知する。(第2条、第15条関係)
- ○委員等は出席できない時は、あらかじめ、会長または部会長に届け出る。(第2条、第15条関係)

#### 【部会】

- ○審議会に6以内の部会を置くことができる。(第4条関係)
- ○部会のうち1の部会については、沖縄県に係る請求事案の審議を行う。(第4条関係)
- ○会長は、沖縄県に係る請求事案を審議する部会に属すべき委員等の指名にあたっては、沖縄県の実情を 踏まえた者となるよう配慮する。(第4条関係)

#### 【諮問の付議】

- ○会長は、九州厚生局長から諮問を受けたときは、沖縄県に係るものを除き、各部会長の意見を聴いて、 取り扱う部会を定め、付議をする。(第5条関係)
- ○会長は、沖縄県に係る請求事案については、当該事案を審議する部会に付議をする。 (第5条関係)
- ○部会長は、付議をされた請求事案について、取り扱うことが不適当と認めるときは、直ちに会長に報告する。(第5条関係)
- ○会長は、部会長からの報告があった場合で、他の部会に変更する必要を認めるときは、関係する部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を変更する。(第5条関係)

#### 【議決】

- ○部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。(第6条関係)
- ○委員等は、審議会または部会の議決に際して、退席しようとする場合は、議題についての賛否を明らかにした書面を会長または部会長に提出し、会長または部会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。(第7条、第15条関係)

#### 【委員の排斥】

- ○自己の利害に関係する議事は次のいずれか該当する場合をいう。(第8条、第15条関係)
  - ・委員等またはその配偶者もしくは配偶者であった者が請求者であるとき。
  - ・委員等が請求者の4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは同居の親族であるとき、またはあったとき。
  - ・委員等が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人であるとき。
  - ・委員等またはその配偶者もしくは配偶者であった者が請求事案に係る事業所の代表者、役員もしくは 職員であるとき、またはあったとき。
  - ・その他、委員等が請求事案について特別な利害関係があるとき。

#### 【会議の公開】

○会議は非公開とする。ただし、会長または部会長が必要と認めるときは公開とできる。 (第9条、第15条関係)

#### 【口頭意見陳述および説明聴取】

- ○審議会または部会は、請求者から申し立てがあったときは、審議会または部会が必要と認めない場合を 除き、請求者に口頭で意見を述べる機会をあたえるものとする。(第10条、第15条関係)
- ○審議会または部会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に、口頭で説明を求めることができる。(第11条、第15条関係)
- ○口頭意見陳述および説明聴取については、次により行うことができる。 (第10条、第11条、第15条関係)
  - ・審議会または部会の開催地で行う。
  - ・審議会または部会の開催地以外で行う。この場合には、会長または部会長が指名した委員等が行い、 書面により審議会または部会へ報告する。

#### 【議事要旨等】

- ○審議会または部会の議事は、議事要旨を作成し、公開する。(第12条、第15条関係)
- ○審議会または部会の議事の経過は、議事録を作成する。(第12条、第15条関係)
- ○議事録には、会長および会長の指名する委員2名が署名する。(第12条関係)
- ○審議会の答申は書面をもって行い、公開する。 (第13条関係)
- ○九州厚生局長から諮問の取り下げがあった場合は、答申を要しない。(第14条関係)

#### 【その他】

○規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 九州地方年金記録訂正審議会運営規則(案)

平成27年4月 日 九州地方年金記録訂正審議会会長決定

#### (趣旨)

第1条 九州地方年金記録訂正審議会(以下「審議会」という。)の運営については、地方年金記録訂正審議会規則(平成27年厚生労働省令第83号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

#### (招集)

- 第2条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係あるとして会長が指名した臨時委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

#### (会議の議事)

第3条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

#### (部会)

- 第4条 審議会に、6以内の部会を置くことができる。
- 2 部会のうち1の部会については、沖縄県に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条の2第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第28条の2 第1項(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求(以下「請求事案」と いう。)の審議を行うものとする。
- 3 会長は、前項に規定する部会に属すべき委員及び臨時委員の指名にあたっては、沖縄県の実情を踏まえた者となるよう配慮するものとする。

#### (諮問の付議)

- 第5条 会長は、請求事案について、九州厚生局長の諮問を受けたときは、沖縄県に係る請求事案を除き、 各部会の部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を定め、請求事案を当該部会に付議することができる。
- 2 会長は、沖縄県に係る請求事案について、九州厚生局長の諮問を受けたときは、第4条第2項に規定する部会に付議することができる。
- 3 部会長は、当該部会に係属している請求事案について、当該部会で取り扱うことが不適当と認める場合に は、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 4 会長は、前項の規定による報告があった場合において、請求事案を取り扱う部会を変更する必要があると 認めるときは、関係する部会の部会長の意見を聴いて、当該事案を取り扱う部会を変更することができる。

#### (議決)

- 第6条 前条の規定に基づき部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議 会の議決とすることができる。
- 第7条 委員等は、審議会の議決に際して、やむを得ない理由により議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

#### (委員の除斥)

- 第8条 地方年金記録訂正審議会規則第7条第4項に規定する自己の利害に関係する議事とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - 一 委員及び臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案の請求者(以下「請求者」という)であるとき
  - 二 委員及び臨時委員が請求者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又は あったとき
  - 三 委員及び臨時委員が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、 保佐監督人、 補助人又は補助監督人で あるとき

- 四 委員及び臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該請求事案に係る事業所の代表者、 役員若しくは職員であるとき、又はあったとき
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員及び臨時委員が、当該請求事案につき特別な利害関係を有するとき

#### (会議の公開)

第9条 会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

#### (口頭意見陳述)

- 第10条 審議会は、請求者から申立てがあったときは、当該請求者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 請求者は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、審議会の許可を得て、その者の家族その他の 関係人とともに出席することができる。
- 3 第一項の請求者の意見は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。
- 4 審議会は、第1項の請求者の意見聴取を行う場合には、委員等であって、会長が指名する者に行わせる ことができる。
- 5 前項の指名を受けた者は、第一項の請求者の口頭意見陳述を聴取したときは、当該口頭意見陳述の要旨 を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

#### (説明聴取)

- 第11条 審議会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に対し、口頭での説明を求めることができる。
- 2 前項の説明は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。
- 3 審議会は、第1項の口頭説明の聴取を行う場合には、委員等であって、会長が指名する者に行わせることができる。
- 4 前項の指名を受けた者は、第1項の口頭説明の聴取を行ったときは、当該口頭説明の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

#### (議事要旨等)

- 第12条 審議会における議事は、次に掲げる事項を議事要旨に記載するものとする。
  - 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員等の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事要旨は公開するものとする。
- 3 審議会の議事の経過は、議事録を作成するものとする。
- 4 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

#### (答申)

- 第13条 審議会の答申は、書面をもって行うものとする。
- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一結論
  - 二 請求の要旨等
  - 三 判断の理由
- 3 審議会の答申は、公開するものとする。
- 第14条 審議会は、九州厚生局長から諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しないものとする。

#### (部会への適用)

第15条 部会の運営について、第2条、第3条、第7条及び第9条から第12条(第4項を除く。)までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び審議事項に関係あるとして会長が指名した臨時委員(以下「委員等」という。)」又は「委員等」とあるのは「部会に属すべき委員及び臨時委員」と読み替えて適用するものとする。

#### (雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

この運営規則は、平成27年4月○日から施行する。

九州地方年金記録訂正審議会

### 議題3 会長代行、部会に属すべき 委員及び部会長の指名について

○地方年金記録訂正審議会規則(平成27年4月10日厚生労働省令第83号)-抄-

(会長)

第5条 (第1項~第2項) (略)

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、 その職務を行う。

(部会)

第6条 (第1項)(略)

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじ め指名する者が、その職務を代理する。
- 6 (略)